

28 松（市参）第 340 号
平成 28 年 6 月 24 日

NPO 法人 禁煙推進の会 えひめ
会長 松岡 宏 様

松山市長 野志 克仁
(市民参画まちづくり課 扱い)



「松山市歩きたばこ等の防止に関する条例」罰則付加の要望について（回答）

平素より、市政の運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
さて、先日提出いただきました標記の要望について、下記のとおり回答します。

記

松山市では平成 21 年 12 月 1 日から、屋外の公共の場所での喫煙を規制する「松山市歩きたばこ等の防止に関する条例」に基づき、観光地や人通りの多い場所を歩きたばこ等禁止区域に指定し、条例の周知と喫煙マナーの向上に努めています。

この条例は、火傷や衣服の焼けこげ等を未然に防止し、安心して快適な生活環境を保つことを目的としており、禁煙を推進することで健康な生活を送ることを目指している松山市健康増進計画とは、目的が異なるものです。

また、喫煙者にマナーの遵守を呼びかけ、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮してもらうことを目指しているため、罰則規定を設けていません。

現在、指導員の配置は行っていませんが、条例の周知啓発活動として、大街道一番町側入り口・銀天街市駅側入り口やアーケード内に設置してあるストリートビジョンで、啓発 CM を 1 日 50 回以上放映するほか、市内 13 か所に設置しているまちなか情報端末「タウンボード」での広報、イベントでの周知活動やポスターの掲示などを行っています。

こうした活動もあり、禁止区域では喫煙者の割合が、条例施行前と比較して半減しています。

これからも、罰則付加によらず、喫煙者にマナーの向上を促すような周知啓発に取り組んでいきたいと考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。